

函館市パートナーシップ制度に関する意見交換会概要

1. 実施結果

- (1) 令和3年11月3日（水・祝）午後1時30分から午後3時30分
- (2) 会場：函館コミュニティプラザGスクエア
- (3) 参加人数：34人

2. 主な質問

(1) 制度全般について

No.	質問要旨	市の見解・回答
1	函館市がパートナーシップ制度導入を検討することとなった理由は何か。	本市ではこれまで、高齢者やひとり親世帯等を含め、市民だれもが安心して暮らせる、やさしいまちとなるよう取り組んでおり、差別や偏見等生きづらさを抱えている性的少数者の方にとってもやさしいまちとなるよう本制度の導入を検討することとしたところです。また、市長とのタウンミーティングにおいて、性的少数者の理解促進に向けて活動している団体（RHP）と対話したことが、その契機となったところです。
2	制度成立に向け、また制度導入後、課題は何か。	性の多様性についての社会的理解が深まり、当事者の方々の生きづらさの解消が図られることと考えます。
3	当事者の方が納得（妥協）できるものか。	パートナーシップ制度については法的効果がないため、すべての当事者の方が納得できるものではないかもしれませんが、当事者との意見交換会において、享受できるサービス等はいくつかありますが、何より自分たちを公的に認めるこの制度があるだけでも大きな意味があるという意見をいただいております。一定の理解はいただけるものと考えています。
4	「条例」と「要綱」について、函館はどちらにする予定か。また、それはなぜか。	検討委員会では、可能な限り早くパートナーシップ制度を導入すべきであること、状況に応じて見直しが可能などから、「要綱」に基づく制度としております。また、将来的には条例の制定についても検討を進めるよう付帯意見が付されています。
5	（「要綱」での制定を目指しているとのことだが、）制度制定後、条例化の可能性もあるのか。	
6	「条例」と「要綱」について、それによってパートナーシップ制度の内容にどのような差が生じるのか。	議会議決を経て制定される条例と、首長が定める要綱で、二人の関係性を認めるパートナーシップ制度の内容に大きな違いはありません。 条例は、議会の議決を経て制定されるものであり、市民の権利を制限したり義務を課すことができます。例えば、市民や事業者に対して、性的指向や性自認を理由とする差別的行為やアウトティングを禁止することを規定することができますが、要綱ではそういった内容を定めることはできません。

(2) 制度内容について

No.	質問要旨	市の見解・回答
1	対象は必ず一方、または双方が性的少数者でなければならないのか。(異性愛カップルは制度を利用できないのか。) また、その理由は。	現在検討しているパートナーシップ制度については、性的少数者の方が抱える困難の緩和、家族や友人関係の改善が図られるような効果を期待した制度として導入を目指しており、検討委員会では、制度の対象者を「一方または双方が性的少数者」とされていますので、性的少数者であるという理由以外により、法律上の婚姻をしないカップルについては対象とはなりません。
2	カップル、パートナーシップ関係間の(宣誓後に出生した)子どもについてはどのような扱いになるのか。一方、双方に子どもがいる場合でも認められるのか。	検討委員会では、まずは性的少数者のカップルに対する制度として導入し、性的少数者のカップルに対する市民理解の促進を図りながら、次のステップとして、「ファミリーシップ制度」について検討するよう付帯意見が付されています。
3	パートナーシップ制度で宣誓するうえで、「同居」「別居」は関係ないのか。「別居」でも宣誓できるのか。	検討委員会では、パートナーシップ制度の要件として、別居・同居の定めはありませんので、別居の場合でもパートナーシップ制度の対象としています。
4	宣誓書の受付場所はどこに設置するか。当事者にとってはどこが適切であるか。考えるか。	今後、具体的な検討を行いますが、宣誓書については、市民部市民・男女共同参画課での受け付けとする予定です。また、プライバシーに配慮し、アウトティングにつながらないように、希望される方には、市役所の相談室などの個室で対応する必要があると考えています。
5	パートナー解消の手続き、宣誓の記載内容について知りたい。	具体的な手続きについては、今後検討していきます。
6	証明書の受領方法について知りたい。	
7	宣誓後に、退職、卒業等により函館市から転出する場合は無効になってしまうのか。	検討委員会では、要件を満たさなくなった場合は、受領証は返還していただくこととしております。
8	パートナーシップ関係を解消する際は、受領証を返却する必要があるのか。	要件に合致しなくなった場合、またはパートナー関係を解消する場合は受領証を返還いただくことを想定しています。具体的な手続きについては、今後検討していきます。
9	他の自治体との連携は取れているのか。ある自治体で、パートナーシップ制度に登録したら、他の制度がある自治体に転入しても、そのまま認められるのか。それとも、再度登録の必要があるのか。	パートナーシップ制度を導入している自治体間で連携し、その自治体間で転居した場合に、必要書類を省略するなど、再度行う事務手続きについて、負担軽減を図っている事例がありますが、パートナーシップ制度を導入している自治体ごとに、その対象者の要件が異なることが多いので、全国的には少ない状況です。
10	パートナーシップ制度が導入されることで、何ができるのか。市のサービスはどこまで考えているのか。	すでに民間では、携帯電話の家族割、保険金の受取人の指定、ペアローンの設定などのほか、医療機関では手術時などで家族同様の取扱いをしたり、従業員向けとして扶養手当や介護休暇の対象に含めている事例があります。また行政では、公営住宅に家族として入居申込ができるようにしている自治体があります。受領証等を提示することで利用できる本市の制度等については、現在、関係部局に対し、検討を依頼しているところです。

(3) 市民や事業者への理解の促進および制度の周知について

No.	質問要旨	市の見解・回答
1	医療機関への働きかけを考えているのか。	市としては、まず市立函館病院に検討依頼をしています。民間病院等へは制度の周知の協力を依頼したいと考えております。
2	パートナーシップ制度の利用促進には、広く市民への理解促進などが必要だと思うが、今後、啓発活動のような取り組みを増やすことは考えているか。	市民一人ひとりがLGBT等や性の多様性に関して理解を深めていくことのほか、パートナーシップ制度などについての周知・啓発について、様々な機会や媒体等を活用しながら、取り組んでいく必要があるものと考えています。

(4) 制度導入の効果について

No.	質問要旨	市の見解・回答
1	パートナーシップ制度が導入されることで、何ができるのか。	すでに民間では、携帯電話の家族割、保険金の受取人の指定、ペアローンの設定などのほか、医療機関では手術時などで家族同様の取扱いをしたり、従業員向けとして扶養手当や介護休暇の対象に含めている事例があります。また行政では、公営住宅に家族として入居申込ができるようにしている自治体があります。
2	パートナーシップ制度成立後のサービスや研修などはどこまで考えているか。	受領証等を提示することで利用できる本市の制度等について、現在、関係部局に対し、検討を依頼しているところです。 職員に対しては、ハラスメントについての研修を行っていますが、今後は性の多様性やパートナーシップ制度についての研修を行い、理解を深めていく予定です。民間に対しては、アドバイザーを派遣して、性の多様性に関するセミナー等の実施やLGBTに配慮した取り組みを推進したい企業を支援しています。

(5) その他

No.	質問要旨	市の見解・回答
1	市役所は異動があるが、窓口立つ職員はLGBTについての理解度はどの程度あるのか。	どの職員が窓口がたっても対応できるよう、市職員向けハンドブックや研修等を通じて、理解を深めてまいります。
2	病院で「戸籍上の名前を呼ばれて苦痛」との説明があったが、具体的にどのようなことか。	例えば、性別違和のため、戸籍上の性別とは異なる性別で生活している方が、窓口等で、戸籍上の名前を呼ばれることで、周囲から奇異な目で見られたり、自分が性的少数者であることを知られてしまうことを恐れて、苦痛を感じるなどが想定されます。
3	市役所で、実際にカミングアウトした方がいた場合のフォローがあれば教えていただきたい。	カミングアウトした職員がいた場合は、その職員本人の意向を尊重し、職場や市役所として、可能な範囲でフォローしていくことが考えられます。具体的な内容については、個々の状況に応じて対応することとなります。
4	性的少数者というが、モニタリング、数の把握をしたのか。	全国的に様々な調査結果では、人口の3～8%程度が性的少数者であるとされていますので、本市においても一定数の方がいらっしゃると思っています。
5	現在、LGBTではなく、SOGIという性的指向と性自認を意味する言葉が使われるなどの変化もあるが、制度導入後に変化に対応して文言等見直しを行うことは可能か。	よりよい制度となるよう、導入後においても、適宜見直しを行っていく必要があると考えています。

3. 主な意見

たくさんの貴重なご意見ありがとうございます。函館がだれにとっても住みやすいまちになるよう、取り組んでいきたいと考えています。

No.	意見
1	パートナーシップ制度の導入は良い方向だ。
2	全国的に広く普及してほしい。当事者が性的マイノリティであることを理由に選択を狭めてほしくない。
3	全ての人にとって良い制度になることを願う。
4	制度導入後も、社会、概念、言葉の変化に合わせて、改定してほしい。
5	パートナーシップ制度がわかりづらい。
6	制度利用可能な年齢の当事者、将来パートナーを得ていけよう子どもたちにとって、希望の持てる社会に繋がると思う。一步一步互いを認め合えるようになればよい。
7	満島さんのお話に合ったように、パートナーシップ制度の導入は、「この街で/と/がしあわせになる」という考え方に沿ったものだと考えている。この制度が導入されることで、「函館で/と/がしあわせになる」ことを心から願っている。また、この制度導入により函館が多様な方々の多様な生き方を認めるまちであるという強力なメッセージを市民に発することができると思う。
8	(制度導入によって性的少数者の理解が広まることで) まちづくりにおいて、性以外の多様性の認知にもつながってほしい。
9	自分の性について、誰もが考えられ、自由に発言できる社会になってほしい。
10	自分のセクシュアリティについて気付いても、そのまま(周囲の目を気にしたりせず)生きていける未来を考えられるようになってほしい。
11	函館市は歴史があり、大きなまちであるため、新しく何かを始めたり変化を起こしたりすることに対しては反対があると思う。しかし、変えなければならないことはたくさんあるため、よりよいまちに変化するきっかけの一つになることを願う。
12	異国情緒あふれる歴史の古いこの函館から、全国に、そして世界に発信する力は大きいと思う。すべての人が幸せに暮らせるLGBTQフレンドリーなまちにしてほしい。
13	同性婚相当の保障をしてほしい。
14	LGBTへの知識を身に着け、理解を深めることは、会社や役所や団体で働く人にとってほぼ「必修」としなくてはならないこと。(「知らない」ことが、周りを不用意に傷つけている) パートナー制度への反対も少なからずあると思うが、まさに「知らない」ために、反対しているのではないかと。もっと頻繁に、もっと大量にあらゆるツールを使って、広くPRしてほしい。
15	LGBTの方々が自由に生きていくために、パートナーシップ制度をもっと広めるべきだと思う。
16	パートナーシップ制度で証明を得られ、(広く理解されることで) いじめが無くなることを願う。
17	多くの人に、当事者は身近にいるかもしれないということ、多くいるということを知ってほしい。
18	制度の周知活動の相乗効果で、LGBTQ+の存在を皆に認識されるようになってほしい。
19	制度によって認められる当事者の権利に関連する事業者への説明、周知がきちんとなされるのが不安。どのように行うか。
20	教育が大切であると思う。ジェンダー・多様性について学校での講話等があるよ良いと思う。講師の満島さんは6歳頃から性自認を持つと話されていたため、身近なこと、例えば制服の選択制やトイレの事等、子供たち自身が関心を持てるように働きかけることが必要である。

No.	意見
21	制度の導入、運用と並行して、企業・教育（教員・生徒）などへのLGBT教育を強化してほしい。（セクマイは“ないもの”としている方が周囲にいる）
22	パートナーシップ制度が制定されたとしても、今後もその必要性について啓発活動を継続してほしい。学校教育機関（幼・保、小中高、短大、大学、諸種学校関係でも）、企業、地域（町内会）に浸透させていく活動の継続が望まれる。それによってゆくゆくはLGBTQ+の言葉自体が無くなる（カテゴライズする必要がなくなる）方向性を目指してほしい。
23	パブリックコメント等の流れ、この制度自体についての周知をもっとしても良いのではないか。（市政はこたて、他のお知らせ等で）
24	パートナーシップ制度導入後、民間サービスが広く利用できるよう、市としても積極的に企業に呼び掛けてほしい。（不動産会社やウエディング会社等）
25	結婚関係にある事を選択肢が増えることを期待する。
26	異性愛カップルにもこの制度が認められるようにしてほしい。（別姓カップル等）
27	（人目を気にしたりしないで良いように）宣誓書を自宅で記入し、どちらか1名だけでも書類を提出し、宣誓できるようにすると良い。
28	アウティングを啓発パンフレットに乗せるのであれば、アライについても掲載してほしい。函館にアライが増えてほしい。
29	市の公文書などの性別記載欄について、「不要な場合は削除した」とのことですが、残しているものについても1. 女 2. 男 3. Q（クィア） 4. 答えない という世界標準にすぐ改正してほしい。（本人確認に不都合という反論があるかもしれないが、見た目がどちらかわからない人は沢山いると思う。）
30	法律上の権利（相続など）にも効果があるようになってほしい。
31	制度導入後も市民や当事者の意見を聞く機会があると、時代に合った制度であり続けることができる。
32	制度を取り扱う職員のLGBTへの理解について、研修等で学んだ証としてネームホルダーにレインボーフラッグをはさむようにするとよい。
33	高齢化率の高い地域のため、制度の理解を得ることが難しいと思いますが、まずは市役所内での理解を広げること、そして「理解できない人の気持ち」を無視しないでいただきたい。「古い考え」だけで片付けず、様々な人の意見を聞いてほしいと思う。
34	導入後も様々な問題が出てくると思うが、制度によって救われる人たちのためにも頑張してほしいと思う。
35	パートナーシップ制度は函館にとっても画期的なもの。このまちに住んで良かったと思われるまちづくりの土台として、新しい制度の運用は大変だと思うが、応援している。
36	パートナーシップ制度の申請窓口では他の市民の目がない執務室等を受付け窓口として、プライバシー等を配慮してほしい。
37	パートナーシップ制度の導入は賛成。むしろ遅いくらい。
38	当事者の方と市役所だけではなく、市民や企業を巻き込んで、やさしいまちをみんなで作りたいと思う。
39	函館はLGBTなんてとんでもないといった偏見の多い地域と思っていたので、制度導入検討に驚いている。
40	函館と青森が力を合わせてパレードをしたり、パートナーシップで皆がやさしくなれるまちづくりをしてほしい。
41	函館で「だれでもトイレ」の取組みや市職員向けのハンドブックを作成するなどLGBTの方への理解を深めるための取組みをしていて大変良かった。制度ができるお祝いのプライドパレードができるといい。
42	RHPの認知度を上げる。（具体的な例として、市民の注目度が高い）港まつりでパレードをしたい。
43	レインボーパレードを函館でもしたい。